

「宇都宮市成年後見支援センター」が 10月2日(月)にオープンします

ID 1032841

成年後見制度の利用を総合的に支援する中核機関「宇都宮市成年後見支援センター」がオープンします。

今回は、成年後見支援センターで行うサポートなどについてご紹介します。

問 高齢福祉課 ☎(632)2358

宇都宮市成年後見支援センターとは

成年後見支援センターでは、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用しやすく、安心して生活できるよう、法律や福祉などの関係機関と連携し、さまざまなサポートを行います。

成年後見制度

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって、判断能力が低下した人を、家庭裁判所が選任した成年後見人、保佐人または補助人が、本人の心身や生活の状況に配慮しながら、本人に代わって財産を管理したり、必要な契約を結んだりして、本人の生活を支えていく制度です。

宇都宮市成年後見支援センター 相談窓口

▼開設日時

月～金曜日(祝休日、12月29日～1月3日を除く)、午前8時30分～午後5時15分。

▼開設場所

市総合福祉センター 5階(中央1丁目)。

▼運営主体(委託先)

市社会福祉協議会。

▼問い合わせ

☎(636)1252、✉chuukaku@utsunomiya-syakyo.or.jp

詳しくはこちら



▲市庁

宇都宮市成年後見支援センターのサポート

成年後見制度の仕組みや内容などが知りたい

広報・啓発

成年後見制度をより多くの人にとってもらうための情報発信や講演会の開催の他、医療・福祉従事者向けの研修会などを行います。



後見人としての活動について相談したい

後見人のサポート

親族後見人や初めて後見人になった人から、日々の後見活動に関するさまざまな相談を受け付け、活動の支援を行います。



成年後見制度の利用について専門家に相談したい

成年後見制度の専門相談

地域包括支援センターなど身近な相談窓口から、成年後見制度の専門相談を受け付け、法律や福祉などの関係機関と連携し、助言や支援を行います。



判断能力が低下した人を制度利用につなげてほしい

関係機関との連携体制づくり

成年後見制度の利用を必要とする人を適切な支援につなげるため、法律や福祉、医療、金融などの関係機関との連携体制(地域連携ネットワーク)づくりを行います。

